**柏市ねたきり高齢者等訪問理髪費助成事業案内**

**１　事業内容**

　ねたきりの高齢者等が出張による理容・美容を利用した際に，出張に関する費用（１件あたり２，０００円）を柏市が助成することにより，利用者は理髪料金（１件あたり３，２００円を上限）のみの負担とするもの。

**２　助成対象となる訪問理髪費用**

　椅子等に座ることができず，自宅でなければ理髪（理容の場合は顔剃りを含む）を行えない者に対する出張訪問に関する費用

　《参考》助成対象外となる例

　　・染髪，パーマネントウェーブ，化粧等を目的とする場合

**３　事業者指定基準**

　下記の条件を全て満たす事業者とします。

(1) 柏市内に事業所を開設していること。

(2) 出張理容又は出張美容に係る賠償責任保険に加入していること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが代表者又は代表者に準じる地位に就任し，又は実質的経営に関与している法人などでないこと。

**４　指定申請**

電子申請フォームに必要事項の記載及び必要書類の添付を行うことにより申請してください。申請区分による必要添付書類は以下のとおりです。

なお，「市様式」としているものは市オフィシャルウェブサイト上に掲載しておりますので，ダウンロードしてご利用ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 添付書類 | 様式 | 新規 | 変更 | 更新 |
| 1 | 柏市債権者登録申出書 | 市様式 | ○ | △ | - |
| 2 | 誓約書 | 市様式 | ○ | - | ○ |
| 3 | 賠償責任保険証の写し | 証の写し | ○ | - | ○ |
| 4 | 理美容所開設検査確認証の写し | 証の写し | ○ | - | △ |
| 5 | 理髪サービス実施店一覧 | 任意様式 | △ | △ | △ |

※上表「△」は，内容に応じて必要となります。

　・債権者登録申出書　　　　　　…事業所名，所在地，代表者名，口座に変更がある場合に提出してください。

　・理美容所開設検査確認証の写し…組合が更新申請を行う際，昨年度から加盟事業者に追加がある場合にその事業者分を提出してください。

　・理髪サービス実施店一覧　　　…組合が申請を行う場合に提出してください。

**５　利用の流れ**

(1) 市が申請のあった利用者に対し，決定通知とともに指定事業者の一覧と利用券を送付します。

(2) 利用者は，指定事業者一覧から事業者を選び，助成対象者である旨を告げた上で電話予約を行います。

(3) 事業者は，訪問理髪費助成要件を確認した上で，訪問理髪を行います。

　※要件に該当しない場合は，トラブル回避のため，必ず利用前に全額自己負担となる旨を利用に伝えてください。

(4) 理髪完了時，事業者は利用者から利用券及び理髪費（１件あたり３，２００円を上限）を受領します。

(5) 指定事業者は，利用者より回収した利用券，実績報告書および請求書を市へ提出（郵送可）し，助成金を請求します。

(6) 市は後日，指定口座へ助成金を振り込みます。

**６　請求時の注意事項**

　(1) 利用者から回収した利用券へ，事業者名や利用日など必要事項が漏れなく記載されていること。

　(2) 実績報告書に記載の利用日，利用料金及び利用券枚数等に誤りがないこと。

　(3) 請求書に記載の請求金額に誤りがないこと。

　(4) 請求書一式（利用券，実績報告書及び請求書）は必ず利用月の翌月１０日までに１カ月分まとめて提出すること。

　(5) 利用券の左上部分に記載の 高齢者 ・ 障害者 の区分によって請求先を分ける（高齢者→高齢者支援課，障害者→障害福祉課が担当課）こととし，それぞれ請求書と実績報告書を作成すること。

**７　その他留意点**

　(1) 監督官庁の指導を遵守し，運行管理を徹底するとともに事故の防止に万全を期すること。

　(2) 何らかの事故が発生した場合は，適切な処置を行うとともに速やかに市へ報告すること。

　(3) 営業停止等の行政処分を受けた際は，速やかに市及び利用者へ報告すること。

　(4) 業務上知り得た秘密や個人情報を業務の目的以外に使用，又は外部に漏らさない等，情報を適切に管理すること。

　(5) 利用者の異常を発見した場合は，救急搬送の要請等，速やかに必要な措置を取るとともに，市へ報告すること。

　(6) 利用料金は適切に設定すること。特に，本事業の助成対象者とそれ以外の者との間で価格に差異を設けてはならない。

　(7) 利用者に関する記録及び利用者から受領した利用券について，利用が完結した日から２年間保存すること。

**８　問い合わせ先**

　　柏市高齢者支援課　介護サービス担当

　　〒２７７－８５０５　柏市柏五丁目１０番１号

　　電話０４－７１６７－１１３５（直通）